

光回線の卸売サービス（「サービス卸」）について

平成 2 7 年 1 月 2 8 日
総 務 省

1. 現在の電気通信市場の競争状況



NTT東西(市場支配的事業者)

(光シェア71%)(サービスベース)、
(同上 78%)^{※1}(設備ベース)
(禁止行為規制^{※2}適用事業者)

※1 NTT東西は、ボトルネック設備(競争事業者の事業展開に不可欠な設備。例:加入者回線等)を有することから、現行法上、NTT東西に対し、接続約款(競争事業者にネットワーク設備を貸し出す際の料金その他の条件を記載したもの)の認可等を課している。

※2 禁止行為規制：
現行法上、NTT東西に対し、NTTグループ内の事業者のみと排他的に提携するなど、NTTグループ内の事業者を不当に有利に扱うことなどを禁止する制度。

光回線の卸売りの提供について
昨年5月に公表

NTTドコモ(市場支配的事業者)

(携帯電話等シェア39.4%)
(禁止行為規制^{※2}適用事業者)

※2 禁止行為規制：
現行法上、NTTドコモに対し、NTTグループ内の事業者のみと排他的に提携するなど、NTTグループ内の事業者を不当に有利に扱うことなどを禁止する制度。

KDDI グループ

(携帯電話等シェア28.6%^{※4})

UQコミュニケーションズ(うち、3.1%)

ソフトバンク グループ

(携帯電話等シェア32.0%^{※4})

ワイモバイル(うち、6.2%)

Wireless City Planning
(うち、3.2%)

ネットワークの貸出し(接続・卸)

MVNO^{※3}シェア
5.1%

※3 MVNO(Mobile Virtual Network Operator):
電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者から無線ネットワークを借りて、独自のモバイルサービス(例:カーナビを通信に接続し最新地図や音楽をダウンロードするもの)を提供する電気通信事業者。

※4 各グループの携帯電話等シェアは事業者別の契約数シェアを単純合算したもの。

競争関係
(公正競争の確保)

ネットワーク設備の貸出し(接続)

※光回線の卸売りの提供について
昨年5月に公表

競争事業者

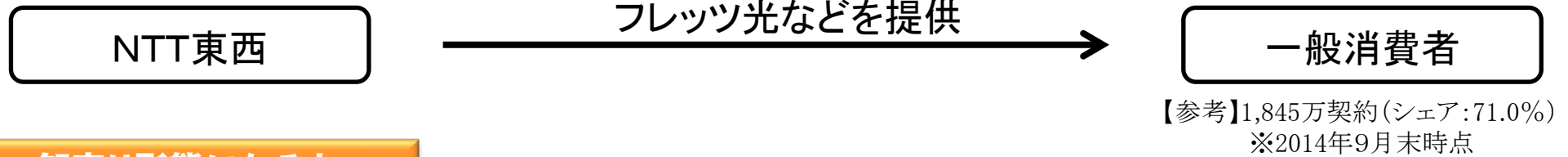
CATV (光シェア2.8%)(サービスベース)
(例:近鉄ケーブルネットワーク)

電力系事業者 (光シェア8.9%)(同上)
(例:ケイ・オブティコム)

KDDI (光シェア12.4%)(同上)

2. NTT東西による光回線の卸売サービス(「サービス卸」)について(イメージ図)

現在 (NTT東西による直接販売)



卸売り形態になると

→光回線の卸売りで多様なサービスが見込まれる

